

■『2025年度 11月 安全・環境パトロール』結果報告

安全パトロール実施

11月1日（土）トヨタ自動車九州㈱ 安全健康推進部にご参加いただき、協力会事務局、指導分科会メンバー
総勢 18名にて、安全・環境パトロールを実施しました

安全パトロール結果

1	重点点検項目	工事管理板・作責・4 S点検・電動工具・火気作業・高所作業関係・ロックアウト他
2	点検現場数	宮田工場：28現場（休憩中：6現場） 荻田工場、小倉工場：4現場（休憩中：4現場） 合計 32現場（休憩中：10現場）
3	指摘・指導現場(0件)	・該当無し
4	優良現場 (0件)	・該当無し

2025年度 優良企業見学会

10/24 運営委員他19名にて厳島神社、広島造幣局、平和記念公園を訪問しました



巖島神社にて



造幣局 広島支局にて



平和記念公園にて

お知らせコーナー

ご確認ください：2026年1月1日よりすべての建築物・工作物の解体・改修工事において石綿使用の有無の
事前調査が必要になります

一部の工作物の
解体・交換・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラー（鍋爐ボイラー含む）

送配電用ケーブルも

焼却設備も

発電設備（移動発電機・発電機含む）

変圧器・キュービクルも

反応槽も
（オートクレーブ含む）

工業炉も

配管設備（蒸気配管・下水管含む）

貯蔵設備も

※ 作業の安全確保のためには事前調査が必須です！

※ 業務化スタート!!

工作物石綿 事前調査者

による事前調査が**必要**です！

調査者の資格を取得するために、
労働安全衛生研修機関の調査を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習
検索



https://www.hse.go.jp/eisaku/



厚生労働省
EISEI KASEI KENKYUKAI



環境省
Ministry of the Environment

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

建築物
工作物
船舶
の解体・改修工事の着工前に

労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、
 着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

Point
1

石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！

Point
2

石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等*であっても、事前調査結果の報告が必要！

※建築物法により2006年9月以降の建築物の工であることと確認する

Point
3

報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

事前調査対象の解体・改修工事

原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

報告対象の工事	
工事内容	対象の範囲
建築物等	解体・改修 解体部分の石綿含有率が0.05以上かつ以下の工事 改修 敷居面積 100㎡以上かつ以下の工事（床材） 増設・改修 敷居面積 100㎡以上かつ以下の工事（床材）
特定工作物等	解体・改修 敷居面積 100㎡以上かつ以下の工事 増設・改修 敷居面積 100㎡以上かつ以下の工事
船舶等	解体・改修 敷居面積 100㎡以上かつ以下の工事 増設・改修 敷居面積 100㎡以上かつ以下の工事

* 建築物：2006年9月以降の建築物に石綿含有率の調査を求めた工事（建築物法第112条第1項）
 * 特定工作物等：建築物に石綿含有率の調査を求めた工事（建築物法第112条第1項）
 * 船舶：船舶に石綿は含まれていないが、船内が労働環境への報告を必要とする船舶（労働安全衛生法第112条第1項）

石綿調査 報告

<https://www.shiwa.mhl.go.jp/result-reporting-system/>



検索